

RECRUIT 入居申込書 兼 保証委託及び立替払委託申込書(法人用) v01

FORRENT INSURE

エスリード管理(株) FAX.06-6345-2282 06-6345-1842 お問合せ電話番号 06-6345-1842 お申込後、申込内容をご確認させていただくために御リクルートフォレントインシュアから申込者様、勤務先、緊急連絡先、連帯保証人にご連絡させていただく場合がございます。

賃貸借申込内容	契約種別	普通借家	定期借家はこちらにチェックして下さい <input type="checkbox"/>	入居予定	20 年 月 日	前家賃(予定)	月分まで受領予定	
	物件所在地	フリガナ 〒 都道府県				家賃	① 円	
	物件名	フリガナ	間取り・㎡数 () R・K・DK・LDK 号室 ㎡数 () ㎡		管理費 共益費	② 円	駐車料金	③ 円
	敷金(保証金)	円	返去償却(解約引せ)	円	礼金	円	その他費用	④ 円
	<input checked="" type="checkbox"/> 取扱会社様へ：申込書は全ての項目を埋めてください。情報が無い場合は「なし」とご記入ください。空欄がある場合、確認のため審査にお時間を頂きます。						月額請求額 合計	①+②+③+④ 円/月

申込者・賃借人(乙)	現住所	フリガナ 〒 都道府県					
	会社名	フリガナ	電 代 表	-			
	代表者氏名	フリガナ	話 担 当 部 署	-			
	事業内容	1.金融機関 2.不動産 3.建築/工事 4.製造 5.IT関連 6.広告 7.小売/サービス 8.陸運 9.教育 10.医療機関 11.その他 ()					
	入居理由	1.住宅 2.転勤 3.事業拡大のため 4.立地・環境 5.手狭 6.賃料 7.その他 ()					
設立日	(西暦) 年 月	上場・非上場	資本金	年 商	従業員数	名	

連帯保証人(丁)	現住所	フリガナ 〒 都道府県						
	氏名	フリガナ	続柄(関係)	電 固 定	-			
	性別	男・女	生年月日(西暦)	19 年 月 日 () 歳	話 携 帯	-		
	お勤め先	フリガナ	年収(税込)	万円	月収(税込)	万円	月	
	住所	フリガナ 〒 都道府県	部署・役職	勤続年数	年	ヶ月	勤務先電話	-

入居者欄	入居される方	1.代表者 2.代表者および家族 3.社員 4.社員および家族 5.その他()					
	氏名	性別	続柄	生年月日(西暦)	携帯電話番号	年収(税込)	勤務先会社名および連絡先
		男・女				万円	
		男・女				万円	

●反社会的勢力に該当しない旨の表明・保証

私(申込者)は、現在及び将来において、私(申込者)自己、自社の役員及びその他入居予定者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと及び次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、保証します。

- ①暴力団員等が経営を支配していると思われる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると思われる関係を有すること
- ③自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると思われる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると思われる関係を有すること
- ⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

申込書記載内容及び上記表明に相違がないことを確認しました。

申込者署名欄 (ご本人直筆でご署名ください) 部署名または会社との関係

月額賃料等は振込を希望する はい いいえ
*振込をご希望でない場合は、口座振替でのお支払となります。また振込手数料はお客様負担となります。

備考欄

賃貸人(甲)：賃貸借契約書に記載の賃貸人 保証会社(丙)：東京都中央区東船場4-17 株式会社リクルートフォレントインシュア

管理会社 ※住所・社名・電話/FAX番号・担当者名をご記入ください。

エスリード管理株式会社
 大阪府大阪市福島区福島6-25-19
 TEL:06-6345-1842 FAX:06-6345-2282

ご担当者印
又はサイン

仲介会社 ※住所・社名・電話/FAX番号・担当者名をご記入ください。

ご担当者印
又はサイン

店頭にて申込者様への契約内容の説明およびご本人確認を行いました。

取次仲介会社(一次代理店) ※住所・社名・電話/FAX番号・担当者名をご記入ください。

株式会社早川不動産
 福岡市博多区吉塚本町2-44
 TEL.092-611-0001 FAX.092-621-1374

ご担当者印
又はサイン

保証委託契約

賃借人(以下「乙」という)と株式会社リクルートフォレントインシュア(以下「丙」という)とは、賃貸人(以下「甲」という)と乙の間で締結された、表面記載の賃貸物件(以下「本物件」という)の賃貸借契約(詳細は別紙賃貸借契約書のとおり、以下「原契約」という)に関し、次のとおり保証委託契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(保証委託契約)

乙は、丙に対し、第3条④各号記載の金銭の支払債務に関し、次条以下に定める内容に従い、連帯保証人となることを委託し、丙はこれを受託した。

第2条(保証委託料等)

①乙は、丙に対し、保証委託料として、表面記載の初回保証委託料を本契約締結時に支払うものとする。
②乙は、丙に対し、第12条所定の保証期間中、表面記載の賃貸借契約開始日から1年毎に、金10,000円を保証委託料として支払うものとする。
③原契約が期間満了前に終了した場合、又は第3条④に定める貸料等が保証期間の途中で減額された場合であっても、乙は、本条①及び②により支払った保証委託料の返還を丙に請求できないものとする。

第3条(保証の範囲)

①丙は、丙に対し、乙が甲に対して負担する債務のうち、次の各号に定める金銭の支払債務(乙が丙の許可なく、居住用以外の用途で本物件を賃借している際に生じた金銭の支払債務を除く)を、乙と連帯して保証する。但し、本契約の締結に際し、乙が丙に対し、自己の年収額、勤務先及び入居者等保証委託及び立替払委託申込書に記載された丙の定める重要事項について虚偽申告を行っていた場合並びに甲と丙の間で締結される賃貸借契約所定の免責が適用される場合はこの限りでない。
i 原契約に基づいて乙が負担する、家賃、管理費、共益費及び駐車場料金その他毎月定期的な家賃と共に支払われる費用のうち表面記載の金額(以下、総称して「賃料等」という)の滞納分
ii 原契約に基づいて乙が甲に対し負担する、水道使用料及びガス使用料等(以下、「変動費」と総称し、前号に定める「賃料等」には含まれないものとする)の滞納分
iii 更新料
iv 原状回復費用(但し、国土交通省住宅局が平成23年8月に公表した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」(改訂があった場合には、改訂後のものを含む)に準拠して、乙が負担することが合理的であると丙が判断した範囲に限る。以下同じ)
v 原契約が解除された場合に生じる、解除後本物件明渡しまでの間の賃料等相当滞り金
vi 甲が原契約を解除する正当な理由が存在すると丙が判断する場合において、本物件明渡し及び賃料等滞り金を支払済、訴訟等の法的な手続を完了し、甲が丙の承諾を得て支出した費用(弁護士費用を含む)相当滞り金

②本契約に基づき丙が保証する金額及び乙と丙との間の立替払委託契約(以下「本立替払委託契約」という)に基づき丙が立替払を行う金額の総額は、本契約及び本立替払委託契約締結時家賃の48ヶ月分に相当する金額を上限とする。

③丙は、次の債務については、甲と丙との間に特約なき限りその責を負わない。
i 退去予告通知義務違反の場合における違約金等
ii 早期解約による違約金等
iii 戦車、地震、天変地異等不可抗力により生じた損害
iv 火災、ガス爆発、自殺等の故意・過失発生によって生じた損害
v その他、本条①に含まれない債務

第4条(保証委託及び立替払委託申込書並びに原契約の変更等の届出)

本契約締結後、別紙「保証委託及び立替払委託申込書」並びに原契約の記載内容に変更が生じたとき、又は、原契約の終了が決定したときは、乙は、丙に対し、速やかにその旨及びかかる変更の内容を届け出なければならない。

第5条(保証債務の履行)

①乙が原契約に基づき負担する債務の履行の全部又は一部を滞らせた場合、丙は、乙に対する何らの通知なくして甲又は甲から賃料等の集金管理業務の委託を受けた者(以下「管理会社」という)に対して保証債務の履行としての支払を行い、次項に基づき乙に求償することができる。なお、丙は、本立替払委託契約に基づき乙が丙に対して支払った賃料等の滞納分にかかる支払債務を、乙の丙に対する次項 i に定める債権債務の一部として取り扱うことができる。

②丙が保証債務を履行したとき、乙は、丙に対し、次の各号に定める金額を直ちに償還しなければならない。
i 丙の甲に対する保証債務の履行額。
ii 丙の甲に対する保証債務の履行のための費用。
iii 丙の乙に対する求償権実行又は保全に要した費用。

③乙が原契約に基づき甲に対して負担する債務を履行しないことにつき正当な事由がある場合、乙は、丙に対し、当該債務の履行期の前日までに当該債務の内容及び当該事由を連絡しなければならない。

④乙は、前項の連絡を怠った場合、前項の事由の存在を理由に丙の原契約請求を拒否することはできない。
⑤乙が丙に対して償還すべき金額の支払いを遅滞したときは、乙は、丙に対し、その滞りの日数に支払済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払しなければならない。

⑥甲が原契約を解除して本物件の明渡しを受けるのに必要であると、丙が判断した場合には、丙は、一定期間、保証債務の履行を停止することができる。当該停止による乙の損害につき、免責されるものとする。

⑦乙は、丙が甲から賃料等の取納代行事務(以下「取納代行」という)の委託を受けていることを認め、丙に対し、賃料等の支払いを行うものとし、当該支払いを拒否することができないものとする。但し、甲と丙との特約により丙が取納代行を行わない賃料等、並びに乙が甲に対して負担する更新料及び原状回復費用については、取納代行的対象に含まず、乙は甲に対して直接支払うものとする。

⑧乙が賃料等の支払いを合計して3ヶ月分以上滞り続けた場合、丙は、当該支払滞り等の賃料等乙により返済されるまでの間、甲又は管理会社に通知の上、取納代行を停止することができる。

第6条(事前求償)

①次の各号のいずれかに該当する事由が生じたとき、丙は、保証債務の履行前であっても、乙に対し事前の求償権を行使することができる。
i 乙が原契約又は本契約の各条項に違反し、求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
ii 乙が仮処分、仮差押、強制執行又は担保権の実行としての競売の申立を受けたとき。
iii 乙について競売手続開始、特別清算手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立があったとき。

②丙の甲に轉すことのできない事由により丙に乙の所在が不明になったとき。
③丙が前項により乙に対して求償権を行使する場合、乙は、民法第461条に基づく抗弁権を主張できないことを予め承諾する。

第7条(遵守事項)

①乙は、原契約の各条項を誠実に遵守しなければならない。
②事由の如何を問わず原契約が終了した場合、乙は、本物件から速やかに退去して本物件を甲に明渡ししなければならない。

第8条(特別)

①乙は、法令上認められている場合、乙の承諾がある場合等の正当な理由がある場合、以下の行為を行うことができるものとする。
i 乙において賃料等の滞納が生じたときに、乙に対し、電報、電話、訪問、文書の指示・差し置き、封書による通知等相当の手段により支払を行うよう督促を行うこと。
ii 乙の催告及び本物件の利用状況を確認するために、本物件の合鍵を甲から借り受けて本物件に立ち入ること。
iii 乙に代わって、原契約を解除すること。
iv 乙があらかじめ指定した緊急連絡先その他の関係者へ連絡すること。

②乙は、以下の各号に該当する事由が発生し、甲乙間の信頼関係が破壊したと認められる場合、丙に対し、乙に代わって原契約を解除する権限を乙に授与する。
i 乙が、原契約に基づき賃料等の支払を相当期間行わなかったとき。
ii 丙が、乙又は乙から届出を受けた連絡先に督促を行ったにもかかわらず、相当期間乙本人との会話又は面談を行うことができなかったとき。
iii 電気・ガス・水道の利用状況、郵便物の状況等から、乙が本物件において通常の生活を営んでいないと認められるとき。

③事由の如何を問わず、原契約が終了した場合、丙は、乙の退去手続に立ち会うことができる。
④乙は、原契約解除後、以下の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、本物件の明渡しが成立したとみなすことに同意する。
i 電気・ガス・水道の利用状況、郵便物の状況等から、乙が本物件において通常の生活を営んでいないと認められるとき。
ii 本物件の鍵が甲に返却されたとき、又は本物件の室外に置かれたとき。

⑤前項による丙による明渡し成立に際しては、本物件の明渡しが生じたときは、本物件に設置された不動産の所有権を放棄し、丙が当該不動産を搬出、運搬、保管、処分することに何ら異議を申し出ないものとする。

第9条(不動産の保管)

①前条⑤による明渡しの成立に限らず本物件の明渡しが生じた場合、丙は、不動産を保管する目的で、防犯及び本物件保全のための措置を講ずることができる。
②前項に定める丙による不動産の保管期間は3ヶ月とする。この期間内に乙が丙の保管する不動産を引き取らない場合、乙は、以後丙がいかなる処分をしても、異議を述べないものとする。

③丙による不動産の保管に要した一切の費用は、乙が負担するものとし、乙は、丙に対し速やかに当該費用を支払うものとする。

第10条(再委託)

丙は、本契約に基づき、受託又は授権された事務の一部を丙が任意に選定する第三者に再委託することができるものとする。

のとする。

第11条(譲渡担保)

①乙は、本契約に基づく丙の乙に対する一切の債権を担保するため、原契約に基づく乙の甲に対する敷金・保証金等返還請求権に丙に譲渡し、丙はこれを譲り受けた。
②乙は、原契約に基づく敷金・保証金等返還請求権について、丙以外の者への譲渡・担保差入その他の処分をしてはならない。

第12条(保証期間)

①本契約に基づき委託される保証期間は、特段の定めが無い限り表面記載の賃貸借契約開始日から、本物件の明渡しまでとする。但し、甲、乙、丙の三者間における合意が成立した場合には、この限りではない。
②前項にかかわらず、以下に定める事由のいずれかが発生した場合、その時をもって、本契約に定める丙の甲に対する保証は終了するものとする。但し、当該事由につき丙の書面上に事前の承諾があった場合にはこの限りでない。
i 本物件の利用が変更された場合。
ii 乙の原契約上の地位が第三者に移転した場合。
iii 原契約に基づく賃借権の譲渡・転貸等がなされた場合又は本物件の占有者に追加・変更等があった場合。
iv 原契約の内容に重大な変更があった場合。

第13条(定期借家契約)

原契約が定期借家契約の場合において、原契約が期間満了により終了し、甲乙間で再契約が締結されたときは、乙は、別途丙と新規の保証委託契約を締結し、丙に対し初回保証委託料を支払うものとする。

第14条(連帯保証人)

①本契約の連帯保証人(以下「丁」という)は、本契約の各条項を承認のうえ、丙に対し、乙が本契約に基づき丙に負担する一切の債務について、乙と連帯して保証することを約し、また丙はこれを承諾した。
②乙は、丁に対し、原契約を解除する権限、甲からの解約を承諾する権限、本物件を明渡し権限及び本物件に残置された不動産の搬出・運搬・保管・処分を行う権限を委任するものとする。
③丁は、丙の請求がある場合、前項により乙から授与された権限を速やかに行使しなければならないものとする。
④丁が原契約に基づく連帯保証人となっている場合、丙・丁間の担保関係は以下のとおりとする。
i 丙が本契約に基づく保証債務を履行した場合、丙は丁に対して当該保証債務全部を求償することができるものとする。
ii 丁が原契約に基づく保証債務を履行した場合、丁は丙に対して何ら求償することができないものとする。

⑤丁が連帯保証人としての能力を喪失した場合、又はその能力に著しい変動が生じた場合、乙は、ただちに丙にこの旨を通知するとともに、丙の同意を得た連帯保証人を立てなければならないものとする。

第15条(原契約の変更)

乙は、原契約を変更する場合(但し、賃料等の減額を除く)には、丙の書面上に事前の承諾を取得するものとし、かかる承諾がない限り、原契約の変更は、丙に対しては効力を生じないものとする。

第16条(反社会的勢力の排除)

①乙及び並びに丙は、相手方に対し、現在及び将来において、自己(乙については入居者を含む)及び自己の役員が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったとみとらる5年を経過した者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等団体のゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という)に該当しないこと及び次の各号のいずれかに該当しないことを表明し、保証する。
i 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
ii 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
iii 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
iv 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されべき関係を有すること
②乙及び並びに丙は、自ら(乙については入居者を含む)又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。
i 暴力的な要求行為
ii 法的な責任を超えた不当な要求行為
iii 取扱いに関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
iv 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
v その他前各号に準ずる行為

③次の各号に定める者又はその役員が、①の表明保証に際して虚偽の申告をし、暴力団員等若しくは①各号のいずれかに該当し、又は前項各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合の甲乙丙間の権利義務関係は、当該各号に定めたとおりとする。

第17条(個人情報の取り扱いに関する同意)

乙及び丙は、丙による個人情報の取り扱いについて、別添「個人情報の取り扱いに関する事項」に同意する。

第18条(追加措置)

乙は、本契約の目的を達するために丙が必要又は適切とみなす契約書その他の書類の作成、調印を丙から要求された場合は、これを速やかに作成、調印して丙に交付するものとする。

第19条(協議事項)

本契約に定めのない事項については、乙及び丙は、関係法規及び慣習等に従い誠意をもって協議の上処理するものとする。

第20条(管轄裁判所)

本契約に関する一切の紛争は、法令に定める管轄裁判所のほか、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

立替払委託契約

賃借人(以下「乙」という)と株式会社リクルートフォレントインシュア(以下「丙」という)とは、賃貸人(以下「甲」という)と乙の間で締結された、表面記載の賃貸物件(以下「本物件」という)の賃貸借契約(詳細は別紙賃貸借契約書のとおり、以下「原契約」という)に関し、次のとおり立替払委託契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(立替払委託契約)

①乙は、丙に対し、原契約に基づき乙が甲に対して支払うべき賃料等(乙が丙の許可なく、居住用以外の用途で本物件を賃借している際に生じた賃料等を除く)を丙が乙に代わって甲又は甲から賃料等の集金管理業務の委託を受けた者(以下「管理会社」という)に対して支払うこと(以下「立替払」という)を委託し、丙はこれを受託した。なお、乙が甲に対して負担する更新料及び原状回復費用については、立替払の対象に含まず、乙は甲に対して直接支払うものとする。
②原契約の定めにかかわらず、乙は、立替払の対象となる賃料等、丙の指定する支払方法及び支払期日に従い、丙に対し毎月一括して支払うものとする。
③丙は、乙が丙に対する賃料等の支払いを滞らせた場合には、立替払を停止することができる。
④本契約に基づき丙が立替払を行う金額及び乙と丙との間の保証委託契約(以下「本保証委託契約」という)に基づき丙が保証する金額の総額は、本契約及び本保証委託契約締結時家賃の48ヶ月分に相当する金額を上限とする。

第2条(保証委託契約の規定の準用)

①本保証委託契約第3条④前文但書、第3条④前文及び i から iv まで、第4条、第5条(2)から(4)まで並びに第7条から第20条までの規定は、本契約について準用する。
②前項の場合において、次の各号における本保証委託契約の条項中の用語については、当該各号に定める用語に読み替えるものとする。

i 第3条④前文但書申「但し、本契約の締結に際し、」とあるのは「本契約の締結に際し、」と読み替え、「この限りではない」とあるのは「丙は、立替払を行わない」と読み替える。
ii 第5条の前文、i 及び ii 並びに第5条④中「保証債務」とあるのは「立替払債務」と読み替える。
iii 第12条④中「保証期間」とあるのは「立替払期間」と読み替える。

iv 第12条④前文「保証が終了する」とあるのは「立替払が終了する」と読み替える。
v 第13条中「新規の保証委託契約を締結し、丙に対し初回保証委託料を支払う」とあるのは「新規の立替払委託契約を締結する」と読み替える。

vi 第14条(1)中「保証債務」とあるのは「立替払債務」と読み替える。
vii 第16条(2)中「収納代行及び保証債務」とあるのは「立替払債務」と読み替える。

取扱不動産会社から事前に説明のあった契約内容について、再度ご確認をお願いいたします。大切な部分ですので、下記の内容をよくお読みになったうえでお申込をお願いします。

①申込先の保証会社について

お客様が申込をおこなう保証会社は以下となります。
保証会社：株式会社リクルートフォレントインシュア
住所：東京都中央区銀座8-4-17
問合せ先：0570-030-123

②保証の範囲および内容について

この度、お申込を行う物件の賃貸借契約にて、株式会社リクルートフォレントインシュアがお客様の保証人となります。
お客様の債務となる賃料等(申込書記載の月額請求額合計)および変動費、賃貸借契約更新料、原状回復費用※、賃貸借契約が解除された場合に生じる明渡しまでの賃料等相当損害金、訴訟その他法的手続き費用などについて、お客様が万一お支払できない場合、連帯して当社が保証し、お客様に代わり賃貸人である物件オーナー様にお支払いいたします。
なお、保証上限額は月額賃料(共益費、管理費等は含まず)の48ヶ月分となります。上記の債務については当社が一時的に立替払いを行います。最終的にはお客様の債務としてお支払いいただくこととなります。
※国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」に準拠し当社が合理的であると判断した範囲。

③保証委託及び立替払委託契約期間について

保証委託及び立替払委託契約における保証期間は、賃貸借契約の開始から賃貸物件の明渡しまでとなります。

④保証委託料について

サービスご利用にあたり、以下の保証料をお支払いいただきます。
初回保証委託料 申込書記載の月額請求額合計の100% ※最低保証委託料は20,000円となります。
継続保証委託料 10,000円(1年ごと)

⑤求償権の行使について

お客様が賃料等の未納などにより、賃貸借契約の金銭支払債務を当社が保証した場合、保証発生後、物件オーナー様・不動産管理会社様に代わり当社がお客様にお支払のご請求を行うこととなります。これを求償権の行使といたします。また求償権を行使するにあたり、訴訟および法的な手続きが発生した場合の費用もお客様にご請求をさせていただきます。なお、お支払について当社の定めた期日にお支払いいただけない場合、遅延損害金として年14.6%の金額を加算してお支払いいただくこととなりますので、くれぐれご注意ください。

私は、別紙「保証委託及び立替払委託契約申込書」記載内容に相違なく、保証委託及び立替払委託契約内容についての説明を受け、別紙記載の契約条項を理解し、承認しました。下記「個人情報の取り扱いに関する条項」に同意のうえ申込を行います。(なお、保証内容について個別の取り決めを行う場合、その説明を受け承諾いたしました)

入居予定物件名 (号室)
ご記入日(西暦) 20 年 月 日
申込者署名欄 (ご本人直筆で署名ください)
※法人申込の場合は、部署名・会社との関係もご記入ください。
仲介会社記入欄
店頭にて申込者様への契約内容の説明およびご本人確認を行いました。
会社名：
担当者名：

保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項

保証委託契約の申込者、連帯保証人予定者並びに契約当事者(賃借人及び連帯保証人)(以下、これらの者を「申込者等」といいます)は、株式会社リクルートフォレントインシュア(以下「当社」といいます)が、次の条項(以下「本条項」といいます)に従い、個人情報を取り扱うことと同意します。

第1条(個人情報)

①個人情報は、以下の個人に関する情報をいいます。当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるものをいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるも個人情報に含まれます。
②氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び取り扱う個人情報の取扱履歴(変更履歴)を含む。
③保証委託契約及び賃貸保証契約に関する賃料支払状況等の取引情報。
④運転免許証、パスポート及び外国人登録証明書等に記載された本人確認のための情報。
⑤個人の肖像又は音声・視覚的又は光学的記録媒体等に記録された映像又は音声情報。
⑥裁判等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住所地図等において公開されている情報。

第2条(関連する個人情報)

当社は、緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者に関する個人情報についても本条項に基づいて取り扱います。

第3条(個人情報の利用目的)

当社が取り扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。利用目的を超えて個人情報を取り扱うことはありません。

- ①保証委託契約及び賃貸保証契約の締結可否の判断のため。
②保証委託契約及び賃貸保証契約の締結及び履行のため。
③保証委託契約及び賃貸保証契約に基づく求償権の行使のため。
④サービスの紹介のため。
⑤サービスの品質向上のため。
⑥ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため。
⑦賃料及び管理費などからの滞りなく支払いを行うため。
⑧賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の清算に協力するため。
⑨上記①から⑧の利用目的を達成するために必要な範囲での個人情報の第三者への提供。

第4条(個人情報の第三者への提供)

①当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者等本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはありません。
i 法令に基づき。
ii 本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき。
iii 申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき。
iv 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
②申込者等は、当社が申込者等の個人情報を以下の第三者に対し提供することに同意します。
i 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他あらかじめ第三者に対し提供すること。
ii その他申込者等が第三者に不利益を及ぼす当社が判断した場合に当該第三者に対し提供すること。

第5条(第三者への提供)

以下の場合、個人情報を提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。
①当社の利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合(なお、委託先における個人情報の取り扱いについては当社が責任を負います)。

第6条(他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合)

第9条(賃貸借保証情報取扱いに関する条項)

①申込者等は、当社が申込者等の保証委託契約締結可否の判断及び保証委託契約の履行等の行使のために、当社の加盟する賃貸保証情報取扱機関(以下「加盟賃貸保証情報取扱機関」といいます)に照会し、申込者等に関する個人情報が登録されている場合は、当社が当該情報を利用することに同意します。
●加盟賃貸保証情報取扱機関

名称：一般社団法人全国賃貸保証協会(略称LICC)
住所：〒105-0004 東京都港区新橋1丁目7番10号 サロリアペリアル4階
電話番号：03-3573-3700

②申込者等は、以下の表に定める個人情報が加盟賃貸保証情報取扱機関(以下「表に定める加盟賃貸保証情報取扱機関の会員」といいます)より申込者等との保証委託契約の締結可否の判断及び保証委託契約の履行・求償権の行使のために利用することに同意します。

Table with 2 columns: 登録情報, 登録期間. Rows include: 1. 氏名、生年月日、住所、電話番号等の本人を特定するための情報. 2. 賃貸物件の名称、所在地等賃貸物件を特定するための情報. 3. 保証委託契約の申込をした事実. 4. 当社の賃貸人に対する支払状況、求償権行使請求状況及び建物明け渡し請求に関する情報.

③申込者等は、賃借人が申込者等に対して建物明け渡し請求を提出した場合に、これに係る情報を、賃貸人(当社)に対し、当社が加盟賃貸保証情報取扱機関に登録する目的で提出することに同意します。

④原則として申込者等本人に限り、加盟賃貸保証情報取扱機関に登録されている個人情報は、賃貸人(当社)等への申込者等の関係者、申込者等の個人情報を、第3条記載の利用目的のために当社に対し提供することに同意します。

第8条(個人情報の開示、訂正等及び利用停止)
①当社は、申込者等本人から、当該申込者等に関する個人情報の開示、訂正等及び利用停止の請求を受けた場合には、法令の定めるところにより、当該申込者等に関する個人情報の開示、訂正等及び利用停止等を行います。

第9条(個人情報の正確性の確保)
当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、保証委託契約の申込時又は締結時においてご提供いただいた個人情報が正確かつ最新であることについては、申込者等が責任を負うものとします。

第10条(個人情報の適正な取扱い)
申込者等は、保証委託契約の申込、締結又は履行に必要な情報(運転免許証、パスポート等の書類に記載された氏名、住所等の情報を含む)を提出することに同意します。また、クレジットカード保有情報や自己資産等の情報についても虚偽なく申告するものとします。

第11条(個人情報の適正な取扱い)
当社は、申込者等が保証委託契約に必要な個人情報を提供しない場合には、保証委託契約の締結を判断することがあります。

第12条(管理情報の取扱い)
申込者等は、当社の審査結果の内訳について異議を申し立てないことに同意します。なお、当社は、審査結果に関する判定理由を明示しません。また、当社は、法令に定められた訂正等・利用停止等の場合を除き、提供された個人情報及び個人情報を含む書面についていかなる場合にも開示及び開示を拒否しません。

第13条(個人情報の適正な取扱い)
①当社は、お客様の請求に基づき個人情報の開示、訂正等及び利用停止、漏洩防止等の対応を行います。また、適切な方法により個人情報の漏洩防止等の対応を行います。
②当社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下で保管するよう努めます。

第14条(個人情報の適正な取扱い)
当社は、個人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。第15条(個人情報の適正な取扱い)
当社は、提供を受けた個人情報を、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。当社は、当該データにつき何らの制限なく利用することができるとはしません。

第16条(本条項の改正)
当社は、法令等の定める手続きにより、必要な範囲内で本条項を変更することができるものとします。

第17条(個人情報の管理責任者)
株式会社リクルートフォレントインシュア 代表取締役社長

第18条(問合せ窓口)
個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他のご質問、ご相談等はお問合せにつきましては、以下の問合せ窓口までご連絡ください。
株式会社リクルートフォレントインシュア お客様相談窓口
電話番号：0570-030-733
受付時間：月曜日～金曜日(祝祭日除く) 10:00～19:00
※連絡先内容につきましては、電話応対の品質向上及び連絡内容の確認のため録音させていただきます。あらかじめご了承ください。

立替払委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項

立替払委託契約の申込者、連帯保証人予定者並びに契約当事者(賃借人及び連帯保証人)(以下、これらの者を「申込者等」といいます)は、株式会社リクルートフォレントインシュア(以下「当社」といいます)が、次の条項(以下「本条項」といいます)に従い、個人情報を取り扱うことと同意します。

第1条(個人情報取扱いに関する条項)

①申込者等は、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者。以下「信用情報機関」といいます)に個人信用情報機関を、以下「加盟信用情報機関」といいます。加盟信用情報機関が提供する個人信用情報機関(以下「提供信用情報機関」といいます)に当社が加盟し、申込者等の個人情報が登録されている場合には、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査の目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。
②申込者等は、申込者等が立替払委託契約に基づく個人信用情報機関が加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録し、加盟信用情報機関及び提供信用情報機関の加盟会員により、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

Table with 3 columns: 項目, 会社名, 株式会社シーアイシー. Rows include: 1. 立替払委託契約に係る申込をした事実. 2. 立替払委託契約に係る客観的な取引状況. 3. 債務の支払に遅延した事実.

③加盟信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は次のとおりです。また、立替払委託契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別紙、書面により通知し、同意を得るものとします。

●株式会社シーアイシー
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストクエスト15階
お問合せ先：0120-810414
ホームページURL：http://www.cic.co.jp/
※株式会社シーアイシーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

④提供信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は、次のとおりです。
●全国銀行個人信用情報センター
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
お問合せ先：03-3214-5020
ホームページURL：http://www.zenginryo.or.jp/pic/index.html

●株式会社日本信用情報センター
〒101-0046 東京都千代田区神田多町2-1 神田進ビル
お問合せ先：0120-441481
ホームページURL：http://www.jicc.co.jp/
※株式会社日本信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

⑤当社が加盟信用情報機関に登録する情報は、次のとおりです。
●株式会社シーアイシー
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号及び運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等、契約の種類、契約日、契約額、商品名及び支払回等契約内容に関する情報並びに利用履歴、支払、延滞、支払停止の状況等。

第2条(保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項の適用)
①保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項の規定は、本条項について準用する。

②前項の場合において、第1条②、第3条②③、第6条④並びに第9条から第11条までで「保証委託契約」とあるのは「立替払委託契約」と読み替えるものとします。
P-B1207.04

取扱会社様へ：原本のコピーをお取りいただき、お申込者様に控えとしてお渡しください。
As-A1207ST.04